

## 「ミナモ」のデザイン等の利用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜県マスコットキャラクター「ミナモ」(以下「ミナモ」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (ミナモに関する権利)

第2条 ミナモに関する著作権等の一切の権利は、岐阜県(以下「県」という。)に属する。

### (意義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) デザイン等

ミナモのイラスト、立体物、写真又はこれらに準ずるもの

(2) デザインガイドマニュアル

デザイン等の利用方法について県が定めたもの

(3) 物品等

デザイン等を使用した商品、景品、これらのパッケージ又はこれらに準ずるもの

### (利用許諾)

第4条 デザイン等を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ岐阜県知事(以下「知事」という。)の許諾(著作権法(昭和45年法律第48号)第63条第1項の規定による著作物の利用の許諾をいう。)を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 県の機関が利用する場合

(2) 県内の地方公共団体が利用する場合

(3) 県内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校が利用する場合

(4) 公益財団法人岐阜県体育協会、県内各市町村体育協会及びこれらに加盟する競技団体が利用する場合

(5) 報道機関が報道の目的上正当な範囲内で利用する場合

(6) その他知事が適当と認める場合

### (利用許諾の申請)

第5条 申請者は、利用許諾申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の概要が分かる資料(申請者が法人その他の団体等である場合に限る。)

(2) デザイン等の利用見本

(3) その他知事が必要と認める書類

### (利用許諾書の交付等)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第4条の許諾(以下「利用許諾」という。)をすることができる。

(1) ミナモのイメージを損なうおそれがあると認められる場合

(2) 立体物で、その表現がミナモの立体物と認められない場合

(3) ミナモの変形など、デザインガイドマニュアルに従って利用されないおそれがあると認められる場合

(4) 宗教的行事、政治活動等のために利用すると認められる場合

(5) 県の信用又は品位を害すると認められる場合

(6) 第三者の利益を害すると認められる場合

- (7) 法令又は公序良俗に反すると認められる場合
  - (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の風俗営業を営む者が利用する場合
  - (9) 申請者（申請者が法人である場合にあっては、当該申請者の役員等）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である場合
  - (10) その他知事が不相当と認める場合
- 2 知事は、利用許諾をする場合は、利用許諾書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。
  - 3 知事は、利用許諾をする場合は、条件を付すことができる。
  - 4 知事は、申請者が前条の規定による利用許諾の申請に要した費用について、一切の負担をしないものとする。
  - 5 知事は、利用許諾をしない場合は、利用不許諾通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

#### （利用期間）

- 第7条 デザイン等の利用期間は、利用許諾の日から1年以内であって知事が必要と認める日までとする。
- 2 前項の利用期間の満了後において、引き続きデザイン等を利用しようとするときは、改めて利用許諾を受けなければならない。

#### （利用料）

- 第8条 デザイン等の利用料は無料とする。

#### （遵守事項）

- 第9条 利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、デザイン等の利用に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 原則として、物品等に「©岐阜県」の表記を付すこと。
  - (2) 利用者は、前号の「©岐阜県」に加えて、物品等に別記のとおり許諾番号を付すこと。ただし、知事が許諾番号を付さないことができると認めた場合は、この限りではない。
  - (3) 利用許諾を受けた内容のみに利用すること。また、利用許諾に際して、「このデザイン等は商品の品質を保証するものではないと記載すること」等知事による条件を付された場合は、それに従うこと。
  - (4) デザインガイドマニュアルに定められた色、形等に従ってデザイン等を正しく利用すること。
  - (5) 利用許諾を受けた物品等の完成品を、完成後30日以内に知事に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真その他物品等の状況が分かる資料を提出すること。
  - (6) 利用許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
  - (7) 商標、意匠等の登録出願を行わないこと。
  - (8) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の関係法令を遵守すること。
  - (9) 物品等の製造を第三者に委託する場合は、受託者がこの要綱の規定に違反することがないように管理及び監督のために必要な措置を講ずること。
  - (10) 物品等の製造及び販売にあたり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故等が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、速やかに知事に物品等の利用状況を報告し、物品等を提出すること。
  - (11) 他者によるデザイン等の無断利用など問題となり得る行為を発見した場合は、速やかに県に報告すること。

(利用許諾事項の変更)

第10条 利用者は、利用許諾を受けた内容を変更しようとするときは、変更許諾申請書(別記第4号様式)を知事に提出し、改めて利用許諾を受けなければならない。

(利用許諾の取消し等)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許諾を取り消し、利用者に対し物品等の回収等の措置を要求することができる。

- (1) 利用者がこの要綱又は利用許諾の条件に違反したとき。
  - (2) 第5条又は前条に規定する申請書の内容に虚偽があることが判明したとき。
  - (3) 利用者が第6条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
  - (4) その他デザイン等の利用を継続することが不相当であると認められたとき。
- 2 前項の規定により利用許諾が取り消された場合において、利用者は、利用許諾を取り消された日からデザイン等を利用することができないものとする。
- 3 知事は、第一項の規定による利用許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(利用の中止)

第12条 利用者は、デザイン等の利用を中止しようとするときは、利用中止届(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(利用状況の報告等)

第13条 知事は、利用者にデザイン等の利用状況について報告を求め、又は調査することができるものとする。

(利用の非独占・県の非推奨等)

第14条 この要綱による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してデザイン等を利用する権利を付与するものではなく、かつ、物品等又は利用者について県による推奨又は品質保証を行うものではない。

(損失補償等の責任)

- 第15条 県は、デザイン等の利用に関して生じた損失について、一切の責任を負わないものとする。
- 2 利用者は、物品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。
  - 3 利用者がデザイン等の利用に際して、故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、デザイン等の利用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月23日から施行する。

別記(第9条関係)

許諾番号等は下記のとおり付すものとする。

◎岐阜県 清流の国ぎふ・ミナモ #0000

備考

- (1) 「0000」には利用許諾書(別記第2号様式)にて通知の許諾番号を記載すること。
- (2) 変更申請に対する許諾については、新たに許諾番号を付すものとする。